

65歳になる障害者の障害福祉サービスの更新

(2025愛知自治体キャラバンまとめ)

①要介護認定の申請をしていない場合に「更新を受理しない」と回答したのは長久手市、豊山町、扶桑町、幸田町の4市町。豊山町と幸田町が介護保険相当分を打ち切るとしている。
 ②岡崎市は障害福祉サービスの更新申請の受理について「その他」と回答したが、内容を執行するとしている。あま市も同様で、個別相談は応じながらも失効すると回答。

市町村名	要介護認定をしない障害福祉サービスの更新申請の受理について			受理しない場合の理由		要介護認定をしない場合の障害福祉サービスの利用について				
	受理する	受理しない	その他	利用申請が必須	申請しない理由がない	介護保険相当打ち切り	支給内容を失効	打ち切らない	打ち切らない場合の更新期間	その他
合計	24	4	24	1	3	6	1	41	-	-
1 名古屋市	○							○	2カ月	
2 豊橋市			申請しない理由を確認し、更新申請の受理を判断						申請を行わない理由を確認したうえで、介護保険のみで確保できない場合に限り、福祉サービスを支給	
3 岡崎市			○				○			
4 一宮市			○						障害福祉サービス固有のサービスについては継続利用可	
5 瀬戸市			○						個別の事案に応じて対応	○
6 半田市			○							
7 春日井市			○					○	12カ月	
8 豊川市			○					○	個別に応じて	
9 津島市	○							○	12カ月	
10 碧南市			○					○	要介護認定の結果が出るまで	
11 刈谷市			○					○	-	
12 豊田市	○							○		
13 安城市			○					○	1～36カ月	
14 西尾市			○					○	定めていない	
15 蒲郡市	○							○		
16 犬山市			○					○	本人の状況による	
17 常滑市			認定の申請をしていただくよう案内						要介護認定の申請の結果がでるまでは障害福祉。該当するサービスは移行	
18 江南市	○							○	12カ月（ただし生活介護などは36カ月）	
19 小牧市			○					○		
20 稲沢市			○					○		
21 新城市	○							○		
22 東海市	○							○	個別の状況に応じて	
23 大府市	○							○	12カ月	
24 知多市			○					○	個別の状況に応じて	
25 知立市	○					○				
26 尾張旭市			○					○	12カ月	
27 高浜市			○					○		
28 岩倉市	○							○		
29 豊明市			○					○	障害特性に応じて必要性を判断し支給	
30 日進市			○					○	約3カ月	
31 田原市	○							○	個別に検討する	
32 愛西市	○							○		
33 清須市	○							○	12カ月	
34 北名古屋			○					○		
35 弥富市			○			○				
36 みよし市	○							○	定めなし	
37 あま市			○						65歳の誕生日末で一旦失効。相談あれば必要性・妥当性に応じて判断	
38 長久手市		○			○			○		
39 東郷町			○			○				
40 豊山町		○		○		○				
41 大口町	○							○	2カ月	
42 扶桑町		○			○			○		
43 大治町			○					○	特に定めなし	
44 蟹江町	○							○	利用サービスごとの標準利用期間	
45 飛鳥村	○					○				
46 阿久比町	○							○		
47 東浦町	○							○		
48 南知多町	○							○	12カ月	
49 美浜町			○					○	定めなし	
50 武豊町	○							○		
51 幸田町		○			○	○				
52 設楽町	○							○		
53 東栄町	○							○	12カ月	
54 豊根村	○							○		